

1 事業の企画運営

平成 21 年度は、本県教育の課題にこたえるため、次のように教育指導事業の重点を定めた。

(1) 教育課程の改善

幼保・小・中・高一貫の立場から、豊かな人間性の育成を基本にすえ、すべての児童生徒が、生き生きと学習できるような教育課程の改善をすすめる。そのために、基礎・基本の確実な定着を図り、伸びる力を一層伸ばす「分かる授業」、子どもの個性や地域の環境を生かす「特色ある教育課程」、共に生きる喜びや感動が生まれる「楽しい学校」、の 3 つの柱を改善の指針として設定し、その実現に努め、それにふさわしい学校運営を創意工夫する。

日常の授業の充実を願い、「授業がもっとよくなる 3 観点」のポスターとリーフレットを全小中学校・特別支援学校に配付した。

客観的データに基づいた授業分析と授業改善が進むよう、学力向上のための P D C A サイクルづくり支援事業を立ち上げた。

小・中・特別支援学校においては、各郡市単位で、全教職員参加による教育課程研究協議会を実施する。高等学校においては、長野県高等学校教育課程研究協議会を開催して、新学習指導要領の要点を説明し、学習指導要領に基づいた研究協議を行って、円滑かつ適正な運用及び日常の授業改善等を図る。

小・中学校の教育課程研究協議会においては、新学習指導要領の要点及び移行措置の内容についての説明を行う。

(2) 教職員の研修の充実

教職員研修の機会を設け、教職員としての資質向上を図るとともに、教育観や使命感を豊かなものにする。また、総合教育センターにおいて、教職経験に応じて、初任者研修、5 年目・10 年目の教員に対する中堅教員研修、管理職研修等を実施し、職責に応じた研修の充実を図る。

(3) 生徒指導の充実

高校中退、いじめ、暴力行為等、児童生徒の問題行動や不登校の原因や背景等は、益々多様化、複雑化の傾向を示している。こうした状況を踏まえて、生徒指導総合対策会議を中心に総合対策の検討を進めるとともに、スクールカウンセラーの配置拡大など生徒指導体制の充実強化を図る。

(4) 幼保・小・中・高間連携の充実

幼保教育のあり方、生徒指導・進路指導のあり方、学習指導のあり方など教育内容・方法について、幼保・小・中・高間の連携を図るための実践研究を深める。

(5) 現代的な課題に即した教育の充実

特別支援教育、幼児教育、へき地教育、外国籍児童生徒の教育、人権教育、高校定時制・通信制教育、キャリア教育等の充実強化を図るとともに、コミュニケーション能力を伸長するため英語指導助手を活用した英語教育、国際理解教育の充実を図る。